

難病を理解し、共に働ける 職場であり続けるために



多くの難病は医療の進歩等により、
通院治療や服薬等で普通の生活が
できるようになりました。

あなたの職場でも、
少しの理解と配慮により、
働き続けられる人が
いるかもしれません。



難病とは

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立されていない、希少な疾病であり、長期の療養を必要とするものです。(難病のうち、医療費助成の対象になっている疾病を指定難病といいます。) ※令和3年11月現在338疾病

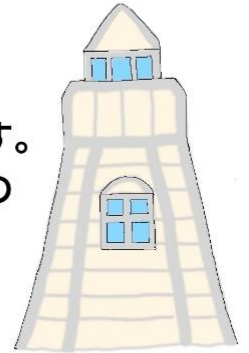


難病の特性

症状については、日々大きく変化する場合や、2～3年等の大きな周期で変化する場合があります。また、外見では分かりにくい場合もあります。

難病患者の就労

難病患者の方の多くが、治療を継続しながら働ける場合が多くなっています。大阪府の調査(H30年度大阪府療養生活調査結果より)では、指定難病患者のうち、約43%の方が何らかの形で働いておられます。



個別的な配慮と職場の風土づくり

症状は個人によって様々です。職場における必要な配慮については事業者と患者本人がよく話し合い、個々に対応することが望ましいです。本人の同意を得た上で、必要に応じて主治医や産業医のアドバイスを受けたり、正しい知識と情報を職場で共有する等、働きやすい職場風土を作ることが大切です。

<配慮の例>

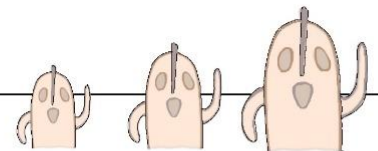
症状	配慮の例
関節や筋肉の痛み	勤務中の移動が少なくなるように工夫する
お腹の調子が悪い	トイレに行きやすいように工夫する
日光過敏がある	直射日光の当たりにくい場所に席を変更する
体温調整が難しい	室温を調整して、体温調整のしやすい服装を認める
歩行に困難がある	移動のスペースを広くとり、床にものを置かず整理整頓する



事業者への助成等

事業主が申請し、支給要件を満たした場合、次のような助成金が支給される場合があります。

新しく難病の方を 雇い入れる場合	特定求職者雇用開発助成金 障害者トライアル雇用事業 等
難病の方の雇用管理や 柔軟な働き方の 工夫等行う場合	キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース) 職場支援員の配置又は委嘱助成金 職場復帰支援助成金 等



(参考) 厚生労働省HP【難病患者の就労支援】

